



山形県公報

平成20年12月24日(水)
第2005号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県私立学校規則の一部を改正する規則.....(教 育 庁)...1601

### 告 示

障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...1602  
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)... 同  
道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
同.....( 同 )...1603  
県道の供用の開始.....( 同 )... 同  
都市計画の変更.....(都市計画課)... 同  
同.....( 同 )...1604  
建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び  
技能を有すると認める者.....(建築住宅課)... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

山形県選挙管理委員の氏名等.....1606

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 同  
山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則.....1609

## 規 則

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第98号

山形県私立学校規則の一部を改正する規則

山形県私立学校規則(昭和52年9月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「次のとおり」を「日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定めるもののうち、次に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業

- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）  
 (6) 電気・ガス・熱供給・水道業  
 (7) 情報通信業  
 (8) 運輸業、郵便業  
 (9) 卸売業、小売業  
 (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）  
 (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）物品賃貸業  
 (12) 学術研究、専門・技術サービス業  
 (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ピヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）  
 (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）  
 (15) 教育、学習支援業  
 (16) 医療、福祉  
 (17) 複合サービス事業  
 (18) サービス業（他に分類されないもの）

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第1102号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称<br>及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日      |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人まんまる<br>西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地<br>1 | 地域生活サポートセンターつぐみ<br>西置賜郡小国町大字小国町36番地13 | 平成20.12.15 |

## 山形県告示第1103号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名                 | 地区名  | 工事完了年月日    |
|---------------------|------|------------|
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 後野地区 | 平成17年12月9日 |

## 山形県告示1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月24日から平成21年1月6日まで縦覧に供する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 曲川新庄線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|-----------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 新庄市石川町4番1から<br>同 万場町116番1まで |   | 旧    | 21.2メートル<br>9.0  | メートル<br>405 |
| 同                           | 上 |      | 34.4メートル<br>18.0 | メートル<br>377 |
| 同                           | 上 | 新    | 34.4メートル<br>18.0 | 同上          |

## 山形県告示1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月24日から平成21年1月6日まで縦覧に供する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 大石田畑線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長          |
|-----------------------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 最上郡舟形町堀内字手倉山3507番5から<br>同 3521番まで |   | 旧    | 17.5メートル<br>8.0 | メートル<br>230 |
| 同                                 | 上 |      | 41.5メートル<br>8.0 | 同上          |

## 山形県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月24日から平成21年1月6日まで縦覧に供する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄次年子村山線  
2 供用開始の区間 最上郡舟形町富田字根渡1265番9から  
同 根渡1005番3まで  
3 供用開始の期日 平成20年12月24日

## 山形県告示第1107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 酒田都市計画道路  
(2) 名称 1・3・1号酒田余目線及び3・2・3号酒田余目線  
2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 1・3・1号酒田余目線

- イ 追加する部分 酒田市大野新田字村南及び字高野場、大町字大野並びに小牧字北五丁野及び字西畑地内
- ロ 削除する部分 なし

(2) 3・2・3号酒田余目線

- イ 追加する部分 酒田市大町字上割、字下切添、字大野及び字西上野、遊摺部字千代世、字仁助谷地、小牧字両興屋並びに大野新田字村南及び字高野場地内
- ロ 削除する部分 酒田市大町字大野及び大野新田字村南地内

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第1108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 真室川都市計画道路
- (2) 名 称 3・5・1号新橋金山線、3・6・1号真室川停車場新橋線、3・6・3号元町新町線、3・6・4号元町安久土線及び3・6・5号東町野々村線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 3・6・4号元町安久土線
  - イ 追加する部分 最上郡真室川町大字新町字上荒川及び字真室川並びに大字川ノ内字下川原及び字悪土地内
  - ロ 削除する部分 最上郡真室川町大字新町字上荒川及び字真室川並びに大字川ノ内字下川原及び字悪土地内
- (2) (1)以外の4路線
  - イ 追加する部分 なし
  - ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第1109号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、昭和26年10月県告示第520号（山形県二級建築士試験受験資格）は、廃止する。

平成20年12月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 下表（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

| （い）                             | （ろ）                                                                                                                      | （は） |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校 | 建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号。以下「告示第743号」という。）第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。） | 1年  |
|                                 | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）                                                                 | 2年  |

|                                                                                          |                                                                                                                          |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 | 告示第743号第1に規定する科目                                                                                                         | 0年 |
| 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）                                                                 | 1年 |
|                                                                                          | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）                                                                 | 2年 |
| 学校教育法による高等学校又は中等教育学校                                                                     | 建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号。以下「告示第744号」という。）第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。） | 4年 |

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 下表（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

| （い）                                                | （ろ） | （は）                                                      | （に） |
|----------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|-----|
| 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校 | 2年  | 告示第743号第1に規定する科目                                         | 0年  |
|                                                    |     | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。） | 1年  |
|                                                    |     | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。） | 2年  |
|                                                    | 1年  | 告示第744号第1に規定する科目                                         | 3年  |
| 学校教育法による中学校                                        | 2年  | 告示第744号第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。） | 4年  |
|                                                    | 1年  | 告示第744号第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。） | 5年  |

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

3 下表（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

| (い)                                                   | (ろ) | (は)                                                      | (に) |
|-------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|-----|
| 学校教育法による<br>高等学校若しくは<br>中等教育学校又は<br>旧中等学校令によ<br>る中等学校 | 3年  | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。） | 1年  |
|                                                       | 2年  | 告示第743号第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。） | 2年  |
|                                                       | 1年  | 告示第744号第1に規定する科目                                         | 3年  |
| 学校教育法による<br>中学校                                       | 3年  | 告示第744号第1に規定する科目                                         | 3年  |
|                                                       | 2年  | 告示第744号第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。） | 4年  |
|                                                       | 1年  | 告示第744号第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。） | 5年  |

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算は、専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和26年10月告示第520号第1号から第7号まで（以下「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなる者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項の規定により、平成20年12月9日の県議会において、次の者が山形県選挙管理委員に選挙された。

平成20年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

住 所

氏 名

山形市宮町二丁目6番10-9号

熊 谷 誠

新庄市堀端町7番81号

叶 内 武 子

南陽市若狭郷屋814番地の3

後 藤 武 夫

酒田市あきほ町658番地の1

齋 藤 緑

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

山形県人事委員会

委員長 小 野 勝

別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2

義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

| 職員の区分 | 職務の級    |         | 1 級   | 2 級    | 3 級    | 4 級    |
|-------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|
|       | 号 給     |         |       |        |        |        |
|       |         |         | 円     | 円      | 円      | 円      |
|       | 1号給から   | 4号給まで   | 3,900 | 4,200  | 8,400  | 13,500 |
|       | 5号給から   | 8号給まで   | 4,100 | 4,500  | 8,800  | 13,800 |
|       | 9号給から   | 12号給まで  | 4,200 | 4,700  | 9,100  | 14,100 |
|       | 13号給から  | 16号給まで  | 4,400 | 5,000  | 9,800  | 14,400 |
|       | 17号給から  | 20号給まで  | 4,700 | 5,200  | 10,100 | 14,800 |
|       | 21号給から  | 24号給まで  | 4,900 | 5,500  | 10,400 | 15,100 |
|       | 25号給から  | 28号給まで  | 5,100 | 5,800  | 10,700 | 15,300 |
| 再     | 29号給から  | 32号給まで  | 5,400 | 6,000  | 11,100 | 15,500 |
|       | 33号給から  | 36号給まで  | 5,600 | 6,200  | 11,400 | 15,800 |
| 任     | 37号給から  | 40号給まで  | 5,800 | 6,600  | 11,700 | 15,900 |
|       | 41号給から  | 44号給まで  | 6,100 | 7,100  | 11,900 |        |
|       | 45号給から  | 48号給まで  | 6,300 | 7,400  | 12,200 |        |
| 用     | 49号給から  | 52号給まで  | 6,600 | 7,700  | 12,600 |        |
|       | 53号給から  | 56号給まで  | 6,800 | 8,300  | 12,900 |        |
| 職     | 57号給から  | 60号給まで  | 7,000 | 8,600  | 13,200 |        |
|       | 61号給から  | 64号給まで  | 7,200 | 8,900  | 13,500 |        |
|       | 65号給から  | 68号給まで  | 7,400 | 9,600  | 13,700 |        |
| 員     | 69号給から  | 72号給まで  | 7,700 | 9,900  | 14,000 |        |
|       | 73号給から  | 76号給まで  | 7,900 | 10,200 | 14,200 |        |
|       | 77号給から  | 80号給まで  | 8,100 | 10,500 | 14,400 |        |
| 以     | 81号給から  | 84号給まで  | 8,200 | 10,800 | 14,600 |        |
|       | 85号給から  | 88号給まで  | 8,400 | 11,100 | 14,800 |        |
| 外     | 89号給から  | 92号給まで  | 8,500 | 11,400 | 14,900 |        |
|       | 93号給から  | 96号給まで  | 8,700 | 11,600 | 15,100 |        |
| の     | 97号給から  | 100号給まで | 8,800 | 11,800 |        |        |
|       | 101号給から | 104号給まで | 9,000 | 12,200 |        |        |
|       | 105号給から | 108号給まで | 9,100 | 12,400 |        |        |
| 職     | 109号給から | 112号給まで | 9,200 | 12,600 |        |        |
|       | 113号給から | 116号給まで | 9,200 | 12,900 |        |        |
|       | 117号給から | 120号給まで | 9,400 | 13,100 |        |        |
| 員     | 121号給から | 124号給まで | 9,500 | 13,300 |        |        |
|       | 125号給から | 128号給まで | 9,600 | 13,400 |        |        |
|       | 129号給から | 132号給まで |       | 13,600 |        |        |
|       | 133号給から | 136号給まで |       | 13,700 |        |        |
|       | 137号給から | 140号給まで |       | 13,900 |        |        |

|       |                             |                    |       |                            |        |        |
|-------|-----------------------------|--------------------|-------|----------------------------|--------|--------|
|       | 141号給から<br>145号給から<br>149号給 | 144号給まで<br>148号給まで |       | 14,000<br>14,100<br>14,100 |        |        |
| 再任用職員 |                             |                    | 6,300 | 7,700                      | 10,100 | 12,900 |

□ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

| 職員の区分          | 職務の級    |        | 1 級    | 2 級    | 3 級    | 4 級    |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                | 号 給     |        | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 再任用職員以外<br>の職員 | 1号給から   | 4号給まで  | 3,900  | 5,000  | 10,100 | 13,500 |
|                | 5号給から   | 8号給まで  | 4,100  | 5,200  | 10,400 | 13,800 |
|                | 9号給から   | 12号給まで | 4,200  | 5,500  | 10,700 | 14,100 |
|                | 13号給から  | 16号給まで | 4,400  | 5,800  | 11,100 | 14,400 |
|                | 17号給から  | 20号給まで | 4,700  | 6,000  | 11,400 | 14,800 |
|                | 21号給から  | 24号給まで | 4,900  | 6,200  | 11,700 | 15,100 |
|                | 25号給から  | 28号給まで | 5,100  | 6,600  | 11,900 | 15,300 |
|                | 29号給から  | 32号給まで | 5,400  | 7,100  | 12,200 | 15,500 |
|                | 33号給から  | 36号給まで | 5,600  | 7,400  | 12,600 | 15,800 |
|                | 37号給から  | 40号給まで | 5,800  | 7,700  | 12,900 | 15,900 |
|                | 41号給から  | 44号給まで | 6,100  | 8,300  | 13,200 |        |
|                | 45号給から  | 48号給まで | 6,300  | 8,600  | 13,500 |        |
|                | 49号給から  | 52号給まで | 6,600  | 8,900  | 13,700 |        |
|                | 53号給から  | 56号給まで | 6,800  | 9,600  | 14,000 |        |
|                | 57号給から  | 60号給まで | 7,000  | 9,900  | 14,200 |        |
|                | 61号給から  | 64号給まで | 7,200  | 10,200 | 14,400 |        |
|                | 65号給から  | 68号給まで | 7,400  | 10,500 | 14,600 |        |
|                | 69号給から  | 72号給まで | 7,700  | 10,800 | 14,800 |        |
|                | 73号給から  | 76号給まで | 7,900  | 11,100 | 14,900 |        |
|                | 77号給から  | 80号給まで | 8,100  | 11,400 | 15,100 |        |
|                | 81号給から  | 84号給まで | 8,200  | 11,600 |        |        |
| 85号給から         | 88号給まで  | 8,400  | 11,800 |        |        |        |
| 89号給から         | 92号給まで  | 8,500  | 12,200 |        |        |        |
| 93号給から         | 96号給まで  | 8,700  | 12,400 |        |        |        |
| 97号給から         | 100号給まで | 8,800  | 12,600 |        |        |        |
| 101号給から        | 104号給まで | 9,000  | 12,900 |        |        |        |
| 105号給から        | 108号給まで | 9,100  | 13,100 |        |        |        |
| 109号給から        | 112号給まで | 9,200  | 13,300 |        |        |        |
| 113号給から        | 116号給まで | 9,200  | 13,400 |        |        |        |
| 117号給から        | 120号給まで | 9,400  | 13,600 |        |        |        |
| 121号給から        | 124号給まで | 9,500  | 13,700 |        |        |        |



|       |         |         |        |        |        |        |
|-------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
|       | 125号給から | 128号給まで | 9,600  | 13,900 |        |        |
|       | 129号給から | 132号給まで | 9,700  | 14,000 |        |        |
|       | 133号給から | 136号給まで | 9,800  | 14,100 |        |        |
|       | 137号給から | 140号給まで | 9,900  | 14,100 |        |        |
|       | 141号給から | 144号給まで | 9,900  |        |        |        |
|       | 145号給から | 148号給まで | 10,100 |        |        |        |
|       | 149号給から | 152号給まで | 10,200 |        |        |        |
|       | 153号給   |         | 10,300 |        |        |        |
| 再任用職員 |         |         | 6,300  | 7,700  | 10,100 | 12,900 |

## 附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第3条の9第1項第5号を削る。

## 附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月24日印刷  
平成20年12月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056